

第2章 技術士開業のための手引き

技 術士第二次試験合格者は、必要な書類を整え、登録免許税および手数料を添えて登録すれば技術士となり、開業することが出来る。

登録は文部科学省に対して行い、同大臣より登録証が交付される。現在は技術士法第四十条の定めるところにより(社)日本技術士会が指定登録機関として登録事務を行っているので、同会に登録の申請をすればよい。登録申請書には、氏名、生年月日、本籍地、現住所、第二次試験に合格した年月、第二次試験の技術部門の名称、第二次試験合格証番号および事務所の名称、所在地、電話番号を記載して提出する。事務所には自ら業務を営む場合と他に勤務する